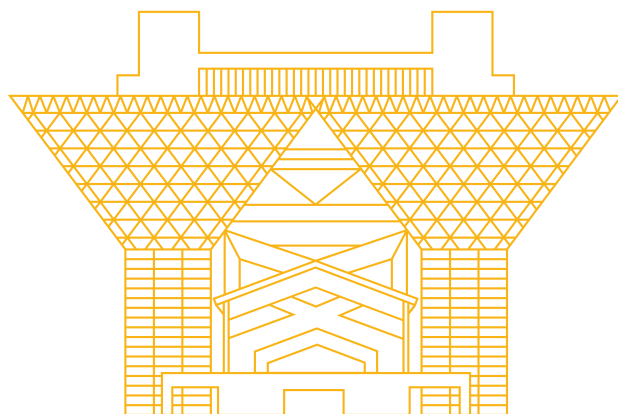


東京ビッグサイト

防災ガイドライン



TOKYO BIG SIGHT

東京ビッグサイト 防災ガイドライン

目 次

はじめに	1
第1章 施設及び会場全体の防火防災管理体制について	2
第2章 展示会主催者の防火防災管理について	4
第3章 用途による規制について	7
第4章 会場設営要領について	8
第5章 防災物品の使用について	12
第6章 電気設備について	14
第7章 屋内・屋外工作物について	16
第8章 火を使用する設備・器具について	22
第9章 禁止行為と解除承認要件について	27
第10章 危険物及び指定可燃物の貯蔵取扱について	33
第11章 その他	36

東京ビッグサイトは、展示面積・来場者とも日本最大の国際展示場・会議場として、国際的な展示会をはじめとした各種展示会・会議が年間を通して開催されており、年間1,000万人以上のご利用者が訪れます。

このため、展示会等開催中に火災及び地震等の災害が発生した場合、多くの人々に多大な被害や混乱も予想されます。

そこで、当会場をご利用いただいております主催者、出展者及びその関係者の皆様方のご理解・ご協力・ご参加のもと、施設管理者と一体となって開催中とはもとより、搬入出・設営作業時も含め、万全の防火・防災体制の構築に全力を注いでいます。

この防災ガイドラインは、建築基準法、消防関係法令及び火災予防条例並びに防災計画書に基づき東京ビッグサイト開業以来の展示会開催実績等をふまえ、『安全』『安心』『快適』をモットーに、ご来場される全ての皆様に『感動する出会い』を提供するため、主催者、出展者及びその関係者が会場をご利用するにあたって、守っていただく基本的な事項です。

なお、このガイドライン作成に際しては、東京ビッグサイト共同防火防災管理協議会の協議事項及び(株)東京ビッグサイト消防計画等にも十分留意し、東京ビッグサイトをご利用頂いている皆様のご意見を参考に、そして所轄である東京消防庁深川消防署をはじめ、各行政機関のご協力・ご指導等を得てまとめました。

第1章 施設及び会場全体の防火防災管理体制について

東京ビッグサイトは、法令に定められた共同防火防災管理協議会を中心として各種災害に対応しています。災害の発生を未然に防ぎ、災害による被害を最小限にとどめるために、統括防火防災管理者を始め、(株)ビッグサイトサービス及び施設内各店舗ごとに消防計画を定め、自衛消防組織を設置しています。

展示会場をご利用される主催者等の皆様は、(株)東京ビッグサイト消防計画の基に、防火防災担当責任者等を定め、会場自衛消防地区隊を編成して、防火対象物自衛消防隊と協力して会場内の防火防災管理にあたって下さい(図1参照)。

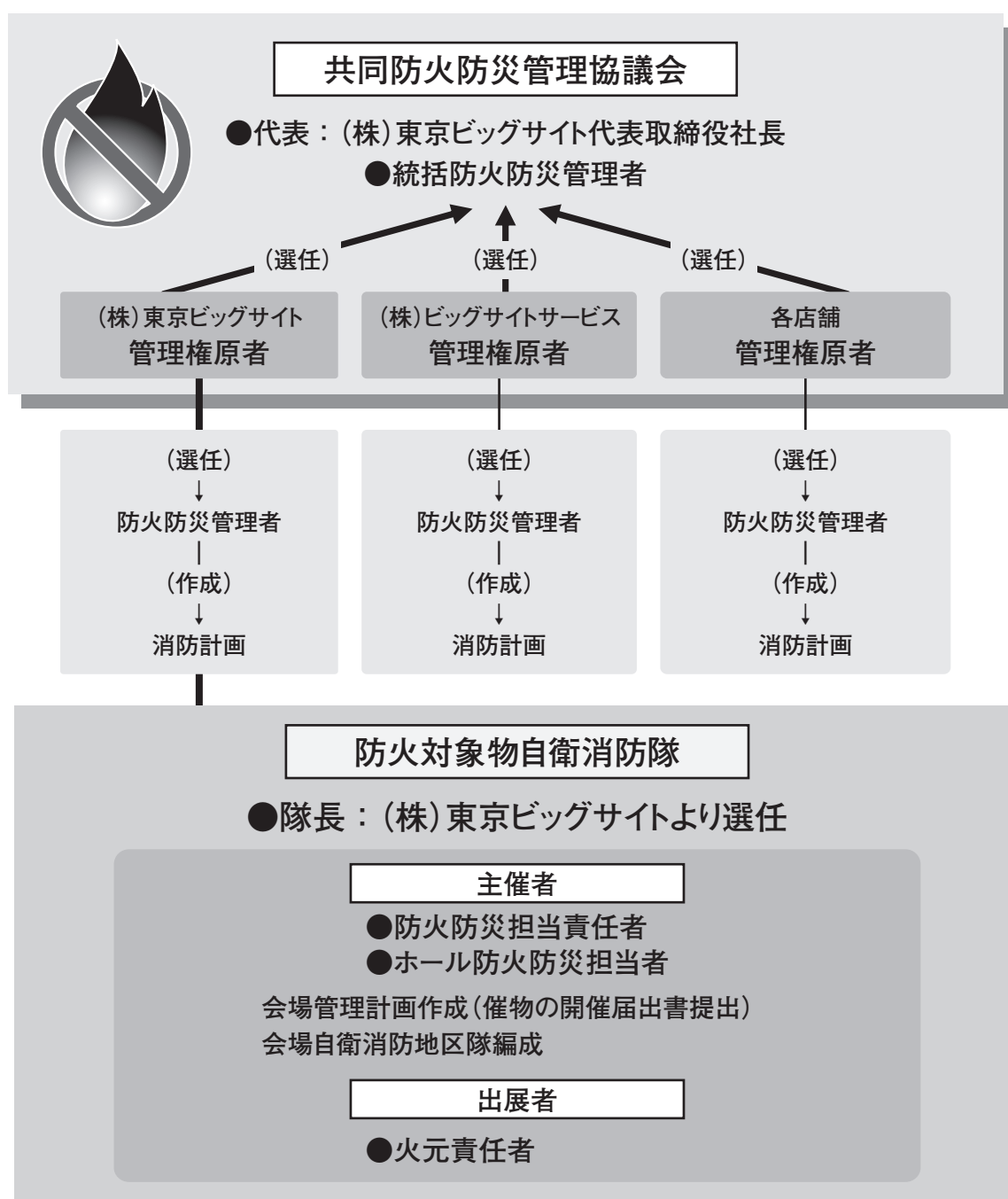


図1. 東京ビッグサイト防火防災組織図

1. 消防用設備等

東京ビッグサイトには、次の消防用設備等が設置されています。

(1) 消火設備

- ア. 消火器（粉末・強化液）
- イ. 屋内消火栓設備
- ウ. スプリンクラー設備（補助散水栓を含む）
- エ. 屋外消火栓設備
- オ. 泡消火設備
- カ. 粉末消火設備
- キ. 放水銃・走査型火災検出器
（東展示棟・東新展示棟・南展示棟）
- ク. 不活性ガス消火設備（電気室等）

(2) 警報設備

- ア. 自動火災報知設備（煙感知器等）
- イ. ガス漏れ火災警報設備
- ウ. 非常放送設備
- エ. 非常電話（防災センターと通話のみ）
- オ. 非常警報設備（押しボタン）

(3) 避難設備

- ア. 誘導灯（音声・フラッシュ式各ホール出入口）
- イ. 誘導標識（各ホール）

(4) その他

- ア. 大空間自然排煙設備（東新展示棟）
- イ. 消防隊進入スペース（東新展示棟）



放水銃



走査型火災検出器



誘導標識

2. 防火防災管理に関する対応

（株）東京ビッグサイトでは、営業各課員及び安全管理課員が、専門スタッフとして防火防災管理面についての対応をしています。お気軽にご相談下さい。

第2章 展示会主催者の防火防災管理について

展示会主催者は、東京ビッグサイト共同防火防災管理協議会の協議事項及び(株)東京ビッグサイト消防計画に基づき、次の業務を行って下さい。

1. 防火防災管理等の責任区域

防火防災管理及び会場自衛消防地区隊の活動範囲は、原則として使用する展示ホール及び関係諸室とします。

2. 消防計画での役割と他との連携

(株)東京ビッグサイト消防計画に基づき、防火防災管理等の役割を十分に果たして下さい。

3. 会場管理計画の作成（催物の開催届出書）

防火防災管理者の指導のもと、消防計画に替わる会場管理計画を作成して下さい。

- (1) 防火防災担当責任者等の指定
 - ア. 防火防災担当責任者は展示会主催ごとに指定すること。
 - イ. ホール防火防災担当者は展示ホールごとに指定すること。
 - ウ. 火元責任者は小間ごとに指定すること。
- (2) 会場自衛消防地区隊の編成

会場自衛消防地区隊（夜間における体制を含む。）を編成すること。なお、東京ビッグサイトの防火対象物自衛消防隊に編入され、災害発生時には防火対象物自衛消防隊の指揮下に入り、各任務を遂行すること。
- (3) 会場管理の徹底
 - ア. 災害の未然防止及び来場者の安全確保を主眼に展示会等を計画し、実行すること。
 - イ. 防火防災担当責任者等は、積極的な防火防災管理を行うこと。
 - ウ. 禁止行為（裸火使用、危険物品持込み）の解除承認申請をした場合は、防火防災管理体制を強化するとともに、防火防災管理者の指導に従うこと。

4. 自主検査実施結果表等の作成

会場管理計画に基づく自主検査実施結果表及び電気設備の自主安全チェック表を作成し、開催中毎日検査を行い、不備事項があった場合は改修して下さい。

5. 展示品等の設営・撤去時の管理

- (1) 展示品等の設営及び撤去時は、展示会場全般にわたり、防火防災管理についての監視及び指導を強化すること。
- (2) 非火災報の原因となるような溶接等の作業を行う場合は、事前に防火防災担当責任者（主催者等）から当社へ報告すること。
- (3) 展示場の敷地内は全て禁煙のため、喫煙は常設の喫煙所又は主催者が設置した臨時喫煙場所で行うこと。
- (4) 原則として、塗料は水性のものを使用すること。なお、展示内容により危険物に該当する塗料を使用する場合は、必要最小限とし、作業場所周囲は火気厳禁とするとともに消火器を準備すること。

- (5) 溶接等の作業をする場合は必要最小限とし、消火器等を準備するとともに、火花が飛散する範囲には可燃物を置かないこと。
- (6) 通路及び避難口には、避難の障害となる資材等を置かないこと。
- (7) 消防用設備等の操作障害及び防火戸、防火シャッター等の閉鎖障害となる場所には、資材等を置かないこと。
- (8) 高所等での作業時はヘルメットを着用し、作業内容に応じて手袋、安全靴等の保護具及び安全帯を適切に着用すること。
- (9) 地震による展示物の転倒、落下、移動防止等を考慮した据付とすること。
- (10) 作業後に不要となった材料、廃材等は速やかに展示ホール外へ搬出し、随時処分をすること。
- (11) 避難障害とならないようにゴミは放置せず、随時処分をすること。
- (12) スプレー缶等を廃棄する場合は中身を使い切り、他の廃棄物と区分して適切に処分をすること。

6. 閉館中の防火防災管理

- (1) 各展示ホールの管理は、展示会主催者が責任を持つて行うこと。
- (2) 通電が必要な最小限の機器を除き、電気、ガス、火の使用等を停止すること。
また、再通電時は、照明等の周囲に可燃物が無いことを確認すること。
- (3) ゴミ、廃棄物、不要品は随時処分し、会場内は整理整頓すること。
- (4) 開館前及び閉館後の点検を行うこと。

7. 地震時等の対応

- (1) 緊急地震速報により地震警報を見聞きした場合（震度5弱以上を想定）は、次の対応を行うこと。
 - ア. 身の安全を確保すること。
 - イ. 火気を使用している場合は直ちに停止すること。
 - ウ. 放送の指示に従って行動すること。
- (2) 地震が発生した場合は展示会を一時中断し、次の対応を行うこと。
 - ア. 会場内で使用している火気使用設備器具等は、即時に停止すること。
 - イ. 来場者の安全確認、展示物等の点検を行うこと。
 - ウ. 火災発生の場合は、直ちに消火器等で消火活動を行うとともに、警備センター等へ連絡すること。
 - エ. 建物内外の状況を把握し、防火防災管理者に報告すること。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
 - ア. (株)東京ビッグサイトと連携を密にし、的確な情報収集に努めること。
 - イ. 混乱防止のために展示会の自粛を検討すること。

8. 主催者・出展者の防火防災教育・訓練

- (1) 防災ガイドライン、会場管理計画等の周知及び防火防災教育を徹底すること。
- (2) 各消防用設備等の設置位置の把握及び確認をすること。
- (3) 各消防用設備等の使用方法の確認及び操作訓練をすること。
- (4) できる限り防火対象物自衛消防隊と連携した自衛消防訓練をすること。
- (5) 自衛消防隊の組織図を主催者事務室等に掲示すること。
- (6) 自衛消防訓練通知書を作成し、開催前に訓練（初期消火、119番通報、避難誘導、応急救護等）を実施すること。

9. その他防火防災管理上必要な事項

- (1) 搬入出及び開催期間中に安全パトロールを実施すること。
- (2) 電源ケーブル、通信ケーブル等により防火戸、防火シャッター等の閉鎖障害が生じないように配慮すること。

10. 入場制限等について

来場者の混雑等が予想される場合は、入場制限又は安全措置を講じ、パニック防止に努めて下さい。

11. 応急救護について

- (1) 展示会の規模、予想来場者数、開催時期、その他の要素を考慮して、救護所の設置、医師、看護師の待機等の必要な措置を講じること。
- (2) 要救護者が発生した場合は応急処置を行い、救急車を要請する場合は必ず警備センター等に連絡し、119番通報を依頼すること。ただし、緊急を要する場合は自ら119番通報を行ったのち、警備センター等に連絡すること。

12. 環境管理について

当社では、建物内のエリアごとに二酸化炭素濃度を常時監視しています。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の基準値1,000ppmを超えた場合はお知らせしますので、必要な措置を講じて下さい。

第3章 用途による規制について

東京ビッグサイトの展示ホールは、消防法で展示場の用途で規制されています。なお、一時的に不特定の者が出入りする用途として、展示場とは異なる用途で使用する場合は、その規制が変わりますので注意して下さい。

例えば、展示ホールで一時的にコンサートを行う場合は、劇場としての用途に変更となり、火災予防条例で定められている劇場等の客席の基準（客席の固定、客席の避難通路等）で規制を受けます。

用途を変更して使用する場合は、消防署に「防火対象物一時使用届出書」を届出する必要があります（図2参照）。この届出には、予測される避難に必要な時間を算定した図書（火災避難シミュレーション等）を必ず添付しなければなりません。

展示会以外の使用形態となる場合は、当社に相談し、開催1ヶ月前には図面を確定させて下さい。

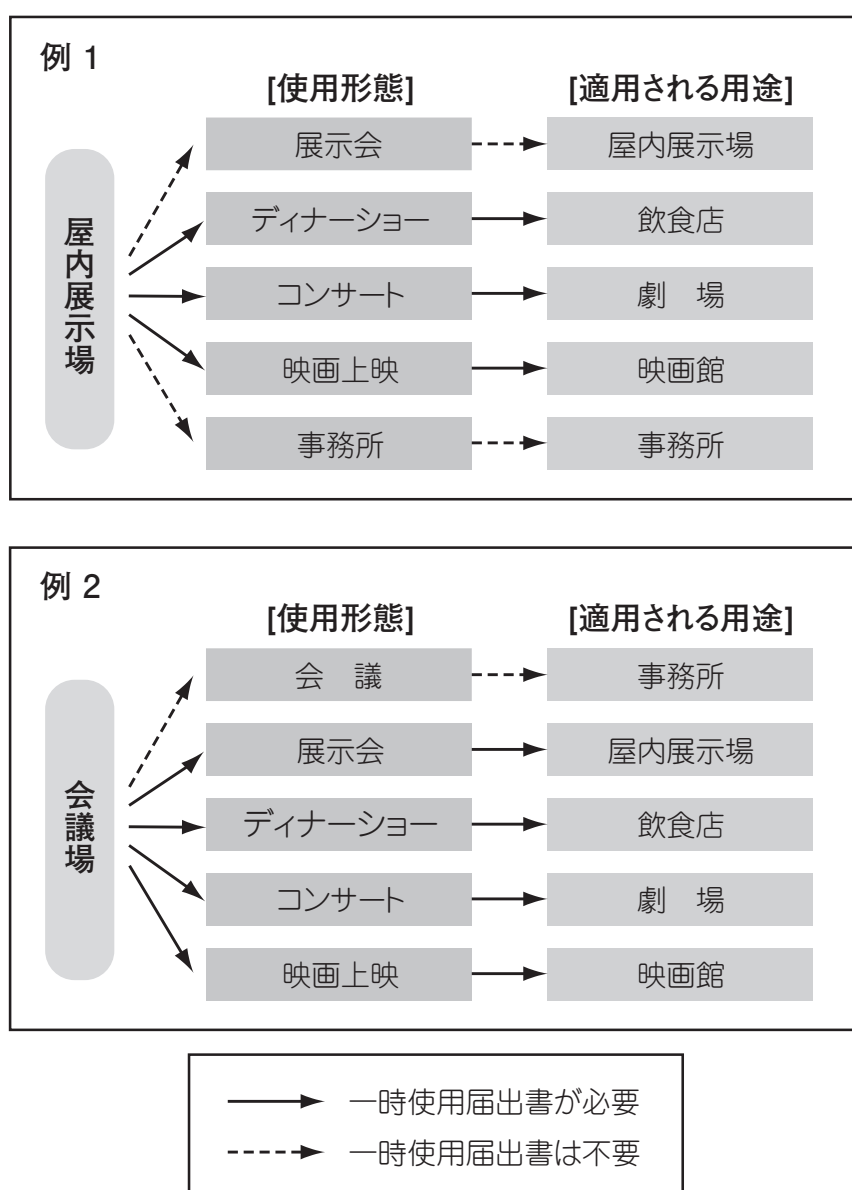


図2. 用途による規制例

第4章 会場設営要領について

東京ビッグサイトは大規模空間を有する建築物であるため、建築基準法及び消防法の特例として、「防災計画書」による建設大臣（現・国土交通大臣）の認可及び総務大臣の認定を受けて建設されています。そのため、会場運営に当たっては、防火防災上の様々な基準を遵守することが義務づけられています。

1. 会場レイアウト

- (1) 次の基準による避難通路を設けること。なお、避難通路とは、主要避難通路及び補助避難通路のことをいう。

ア. 主要避難通路について

- 主要避難通路は、延焼拡大防止を目的とした防火帯を兼ねる。
- 通路の幅員は5m以上とすること。
- 東1～8ホール、リンクスペース及び南1～4ホールは、3,000㎡以下ごとに主要避難通路を設け、避難口又は搬入口（出入口を含む）に接続すること（図3・図4・図5参照）。
- 西1～4ホールは、2,000㎡以下ごとに主要避難通路を設け、避難口又は搬入口（出入口を含む）に接続すること（図6参照）。
- アトリウムは、2,000㎡以下となるように貸出周囲部に主要避難通路を設けること（図6参照）。

イ. 補助避難通路について

- 通路の幅員は3m以上とすること。
 - 前ア、c～eで区画された部分ごとに補助避難通路を2本以上設けること（図3、4、5及び6参照）。
 - 主要避難通路又は避難口に有効に通じるようにすること。
- ウ. 避難通路は曲がりの箇所を極力少なくし、避難口が容易に見通せるようにすること。
- エ. 避難通路は、その他の部分と明確に区別すること。
- オ. 避難通路の始点及び終点の行き止まりは認められない。
- カ. 小間内から歩行距離30m以内で避難通路に避難できるようにすること。
- キ. 全ての避難口に通じるように避難通路を設けること。

- (2) 避難通路以外の通路を設ける場合は、次の基準によること。

ア. 避難通路以外の通路は、次の囲まれた部分の面積に応じて、通路を確保すること。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ■300㎡未満は1.2m以上 | ■300㎡以上600㎡未満は1.6m以上 |
| ■600㎡以上1,500㎡未満は1.8m以上 | ■1,500㎡以上は2.0m以上 |

- イ. 閉鎖的な小間内は避難口（間口）を設け、二方向の避難が可能なレイアウトとすること。なお、小間内通路は、次の小間面積に応じて通路を確保すること。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ■300㎡未満は1.2m以上 | ■300㎡以上600㎡未満は1.6m以上 |
| ■600㎡以上1,500㎡未満は1.8m以上 | ■1,500㎡以上は2.0m以上 |

- ウ. 一つの小間又は区画された小間のまとまりは、原則として200㎡未満ごとに通路又は空地で区画すること。

- (3) その他

- 小間内から避難通路が見えない場合は、小間内等に誘導灯又は誘導標識を設けること。
- 展示会開催時間中は、避難口の鍵を開錠すること。
- 避難口、避難通路、階段等には、避難の障害となる物品を置かないこと。

- 工. 補助避難通路に電気ケーブル、配管等を設けることは、できる限り避けること。やむを得ず設ける場合は必要最小限とし、つまずき等が起きないように必要な措置を講じること。
- オ. 車椅子利用者等に対しては、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を参考に配慮すること。
- カ. 避難通路上でのカタログ及びノベルティの配布、イベント受付、アンケート実施、客の呼び込み並びに椅子等の持ち出しをしないこと。
- キ. 展示、実演等により、多数の来場者が避難通路に立ち止まり、通行を妨げることをないように十分な措置を講じること。
- ク. 拡声器等による大音量の放送は、非常放送の妨げになるため、非常放送用スピーカーの増設又はカットリレーの措置を行うこと。

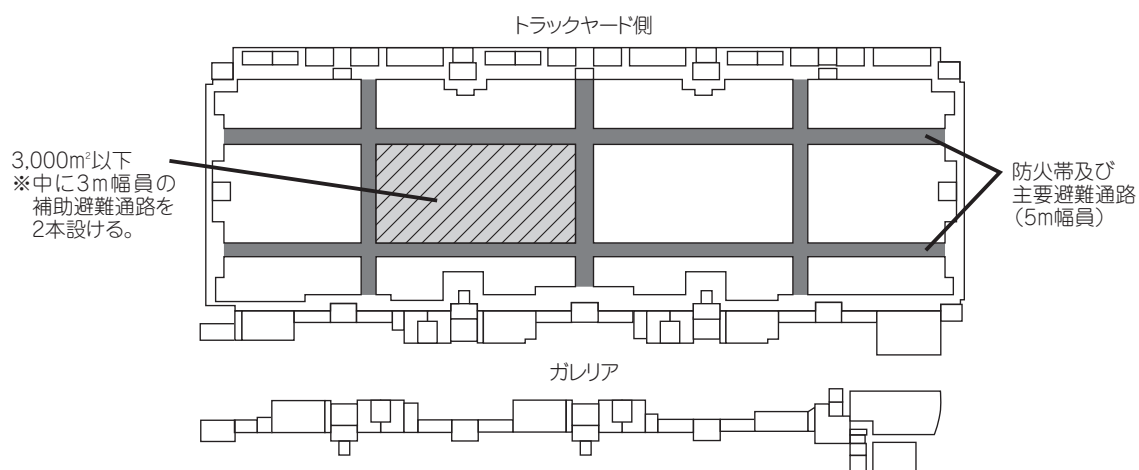


図3. 東1～6ホールのレイアウト例

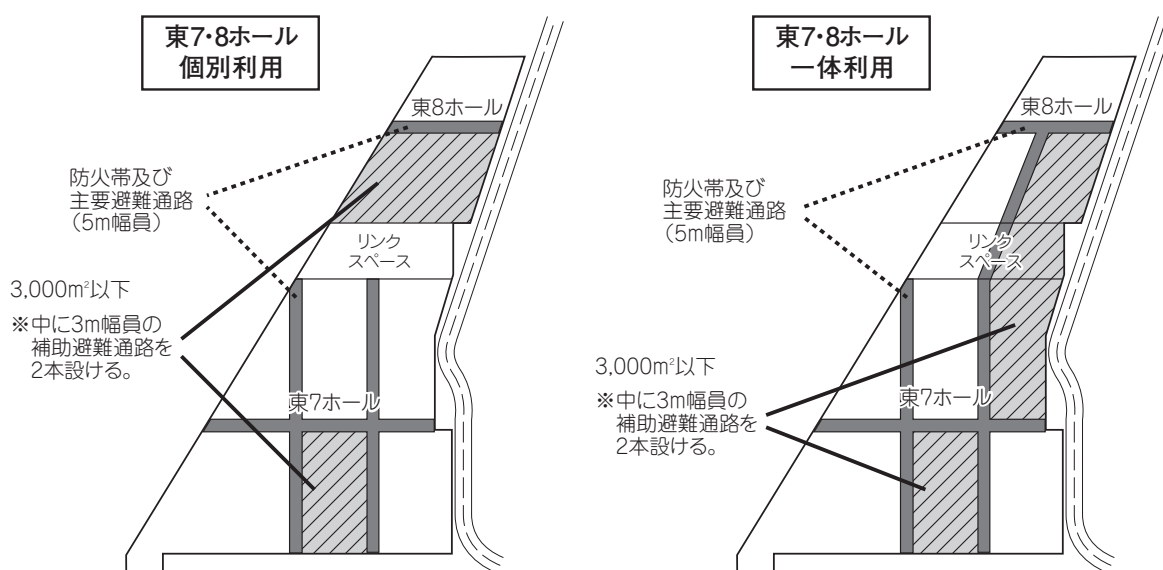


図4. 東7・8ホール、リンクスペースのレイアウト例

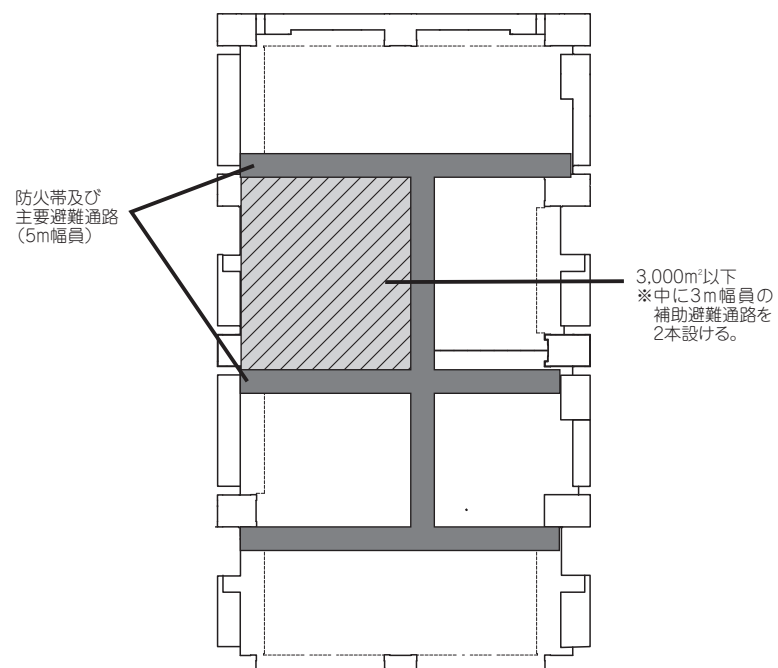


図5. 南1～4ホールのレイアウト例

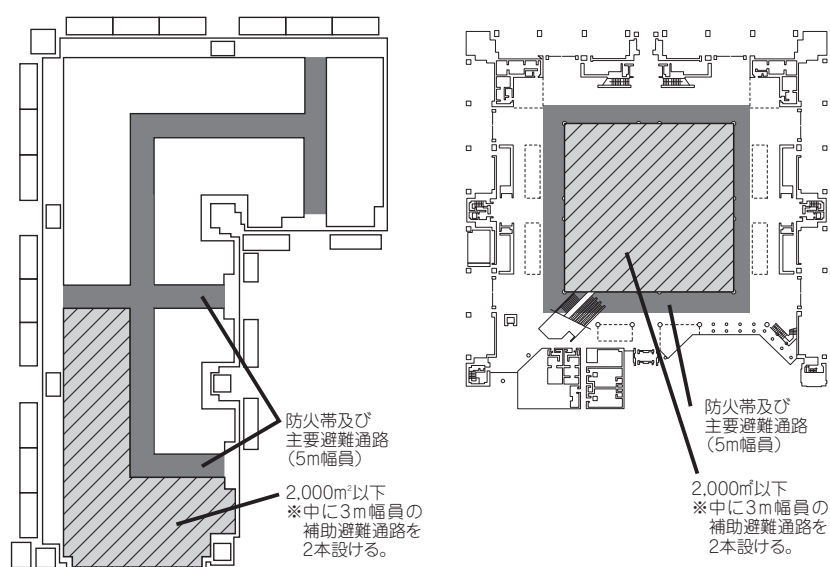


図6. 西1～4ホール・アトリウムのレイアウト例

2. 消防用設備等の維持管理について

小間等を設置する際は、各ホールに設置されている消防用設備等の操作、感知、散水、視認障害等とならないように施工して下さい。なお、操作を必要とする消火栓、警報設備等の周囲2m以内には物を置かないで下さい（図7参照）。

(1) 消火設備

- ア. 消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の障害とならないようにすること。
- イ. 屋外消火栓、消防隊用各送水口及び消防隊進入スペース付近に、車両の駐停車及び物品の存置をしないこと。
- ウ. 東1～8ホール、リンクスペース及び南1～4ホールに設置された放水銃設備（走査型火災検出器）については、けん垂幕、天井、屋根、壁等により放水（検知）の障害とならないようにすること。また、放水銃の直下部では、火気の使用、危険物の持込み、及び可燃物の設置はできない。
- エ. 低天井部に設置されたスプリンクラー設備のヘッドが誤って作動しないように、高温となるような火気使用設備器具等の設置、排熱等に留意すること（作動温度約70℃）。

(2) 警報設備

- ア. 自動火災報知設備の感知障害とならないようにすること。
- イ. 非常電話及び非常警報設備の視認障害、警報音障害及び操作障害とならないようにすること。
- ウ. 低天井部、小間内等に設置された自動火災報知設備の感知器が誤って作動しないように、高熱、粉塵、煙、水蒸気等を発生させるスモークマシン、火気使用設備器具等の機器の設置に留意すること。

(3) 避難設備

- ア. 誘導灯及び誘導標識の視認障害とならないようにすること。
- イ. 誘導灯の破損防止に努めること。
- ウ. 通路、階段及び出入口扉の付近には物を置かないこと。

(4) その他

東7、8ホールに設置された排煙設備の機能をもつ搬入出シャッターは、屋内側前面に奥行き3m以上の空地を確保し、小間等の設置及び物品の存置をしないこと（図8及び図9参照）。

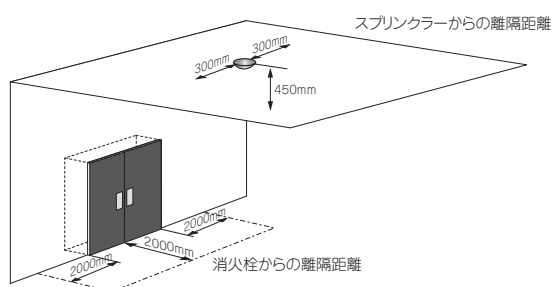


図7. 消火栓・スプリンクラーからの離隔距離

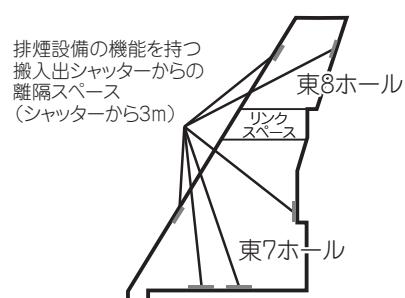


図8. 排煙設備の機能を持つ搬入出シャッターからの離隔スペース

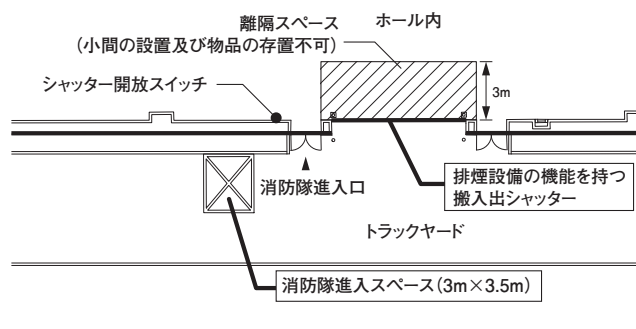


図9. 排煙設備の機能を持つ搬入出シャッター及び消防隊進入スペース（図8拡大図）

第5章 防災物品の使用について

東京ビッグサイトは、消防法第8条の3により、次の防災対象物品は防災性能を有するものを使用しなければなりません。

また、防災対象物品以外の展示会装飾品についても、努めて防災性能を有するものを使用して下さい。

1. 防災対象物品（防災処理が必要なもの）

- (1) カーテン
- (2) 合板で、台、バックスクリーン、仕切り等に使用されているもの
- (3) 仕切りに用いられる布製のアコーディオンカーテン、つい立
- (4) 装飾のために壁等に沿って下げられる布製のもの
- (5) 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等
- (6) 映写用スクリーン
- (7) どん帳
- (8) 布製のブラインド
- (9) 暗幕
- (10) じゅうたん
- (11) 人工芝
- (12) カーペット
- (13) ごさ
- (14) 工事用シート

2. 防災性能を有している防災物品として扱うもの

- (1) 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料
- (2) 建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料
- (3) 建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料

3. 防災表示

- (1) 表示の方法

次の表に基づくものであること。

防災物品の種類		表示方法	縫 付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕	耐洗濯性能を有するもの		○			
	耐洗濯性能を有しないもの			○		
じゅうたん等			○	○		○
布製ブラインド及びその材料			○	○		
合板				○		○
どん帳、その他これらに類する幕			○	○		
工事用シート及びその材料			○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドを除く）の材料				○	○	

(注) 表中の「その他」には、印刷、釘打ち、ピン止め、溶着等があること。

(2) 防災ラベルの施工

- ア. 施工されたじゅうたん等は、防災ラベルが簡単にはがれないように取り付けること。
- イ. 施工する場所は、主要な出入口部分の近くとすること。
- ウ. 2種類以上のじゅうたん等（色違いを含む）を使用する場合は、種類ごとに主要な出入口部分の近くに施工すること。
- エ. 合板は、使用上の特異性及び実態から、表面に添付するラベル表示のみでは不十分なため、裏面に表示が行われているものを使用すること（図10参照）。
- オ. 施工後も、防災ラベル及び防災表示が確認できるようにすること。



図10. 合板の防災表示例

4. 防災ラベルの様式

防災物品には、必ず「防災ラベル」が付いています。このラベルを付けることができるのは、消防庁長官へ登録した業者に限られています（図11参照）。

<消防法施行規則第四条の四 別表第1の2の2>

(例)



業種番号

- (A) 製造業者（生地、その他材料）
- (B) 製造業者又は防災処理業者（合板）
- (C) 防災処理業者（浸漬法によるもの）
- (D) 防災処理業者（吹付法によるもの）
- (E) 裁断・施工・縫製業者
- (F) 輸入販売業者

図11. 防災ラベル

5. 外国製品

- (1) 日本国内の認定を受けたものを使用すること。
- (2) 防災表示がされていない外国の製品は、日本国内の登録確認機関の認定を受けること。

第6章 電気設備について

展示会場へ電気を供給する電気工事は、以下の2通りに分類されます。

- ①ピット内端子板から分電盤までの「幹線電気工事」
- ②分電盤から小間内配線の「2次側工事」

東京ビッグサイトでは、感電や電気火災といった事故を未然に防止するため、特に「幹線電気工事」に当社の基準を設け、安全の徹底を図っています。当社の電気主任技術者から電気工事、設備等の改善指示があった場合は、それに従って下さい。

1. 一般事項

- (1) 電気工事の施工は、電気工事士法に基づき所定の資格を有するものが行うこと。
- (2) 電力ケーブルや開閉器の選定、施工等については、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）、内線規程、火災予防条例等の各法令及び基準により行うこと。
- (3) 配電盤及び分電盤は鉄箱等の不燃性のものを使用し、点検に便利な場所に設けること。
また、受電中はその旨を明記し、第三者にも受電の状況が分かるようにすること。
- (4) やむを得ずケーブルを床面露出させる場合は、プロテクターで保護し、トラテープ等で養生を行うこと。
- (5) 小間内電気配線設備の遮断器は、漏電遮断器を使用すること。
また、電線の接続部はスリーブで圧着し、絶縁用テープで絶縁処理すること。
- (6) ハロゲンランプ、白熱電灯、抵抗器その他熱を発する機器は、可燃材と接触したり、可燃物を加熱する恐れのないように配慮すること。
また、機器には来場者への危険を防止するために、火傷又は地震等による転倒を防止する措置を講じること。
- (7) 電灯の口金、受け口等の充電部は露出させないこと。
- (8) 機器及び配電盤、分電盤には、絶縁不良による感電防止のために接地工事を行うこと。
- (9) 展示会場内に高圧又は特別高圧の変電設備（出力が20kWを超えるもの）を持ち込む場合は、消防署に届出を行うこと。屋外に設ける場合は、他の建築物との間を3m以上とすること。なお、変電設備はキュービクル式とし、「変電設備」である旨の標識を見やすい場所に設けること。
- (10) 事故や不具合を発見した場合は、速やかに警備センター等へ連絡すること。

2. 幹線電気工事

- (1) 幹線電気工事業者は、当社が年に一回程度開催する「東京ビッグサイト電気保安講習会」を受講している業者から選定すること。なお、事故を踏まえた安全対策や本ガイドラインで網羅できない詳細等については、講習会で指示を行っているため、講習内容を遵守するように電気業者を指導すること。
- (2) 事前に電気工事設置届出書の提出を行い、当社の承諾を受けること。
- (3) 当社が定める施工管理者及び工事監督者を選任し、各々の任務を的確に行わせること。
また、工事監督者は各ホールごとに一名を配置し、施工、開催及び撤去の間は保安業務に従事させること。
- (4) 配線は全てCVケーブルを使用し、内線規程より1サイズアップしたものを選定すること。
また、障害時にケーブルへダメージを与えないために、開閉器で保護するように分電盤開閉器と保護協調をとり、かつ、14mm²以下のケーブルには分岐元にケッチヒューズを取り付けること。

- (5) 工事完了後は絶縁抵抗を測定し、結果を表にして提出すること。
- (6) 原則、ケーブルの敷設は電気ピット内のみに行うこと。

3. 注意事項

- (1) 電源車、発電機、蓄電池等の別系統の電源供給は行えない。ただし、トラックヤードのみの使用等、施設が供給する商用電源と明確に切り分けが行える場合は、事前の協議により使用を認めることがある。
- (2) 危険物を燃料等として使用し、持ち込む量が少量危険物に該当する場合は、火災予防条例で定められている一定の位置、構造、設備等の基準に適合させるとともに、消防署に「少量危険物貯蔵取扱所設置届出書」及び「少量危険物貯蔵取扱所廃止届出書」の届出が必要となる。その際は事前に当社と協議し、決定すること。
- (3) 発電機（屋内設置は禁止）や変電設備には、電気火災に適應した能力単位2以上の消火器を設置すること。
- (4) 100V、200V以外の電源は、原則として利用者の負担で変圧器を準備すること。
- (5) 燃料電池、太陽光・風力発電等で発電した電力は、設置者が用意する負荷にて全て消費させ、施設側の電源系統へ接続しないこと。

第7章 屋内・屋外工作物について

屋内又は屋外に工作物を設置する場合は、防火防災上、次の基準を遵守して下さい。

1. 東1～8ホール、リンクスペース及び南1～4ホール

- (1) パーテーション、展示用パネル等
 - ア. 高さは原則として3m以下とすること。
 - イ. 防災物品、難燃以上の性能を有する建築材料等を使用すること。
 - ウ. 閉鎖的な小間内となる場合は避難口（間口）を設け、二方向の避難が可能なレイアウトとすること。
- (2) 壁のない屋根及び天井を設ける工作物
 - 当社に相談のうえ、次の基準を遵守すること。
 - ア. 屋根及び天井の面積は50㎡以下とし、高さは3m以上7m以下（東8ホールでは3m以上5m以下、リンクスペースでは3m以上5.5m以下）とすること。
 - イ. スプリンクラー設備又は放水銃の散水障害となる場合は、次のいずれかの措置を取ること。
 - ① 既設の屋内消火栓で有効に警戒（歩行距離）できる範囲とすること。
 - ② ①の場所以外に設置する場合は、パッケージ型消火設備を別途設置すること。
 - ウ. 自動火災報知設備の感知器及び走査型火災検出器の感知（検知）障害となる場合は、無線式煙・熱感知器を設置すること。
 - エ. 柱及び梁は鉄骨構造の不燃材料とし、十分な強度を有するものであること。
 - オ. 布、暗幕、シート等の繊維製品は、防災物品を使用すること。
- (3) 壁がある屋根及び天井を設ける工作物
 - 原則として認めない。ただし、展示内容に遮光、防塵等の措置が必要なものであれば設置を認める場合があるため、当社に相談のうえ、次の基準を遵守すること。
 - ア. 屋根及び天井の面積及び高さは、前(2)壁のない屋根及び天井を設ける工作物、アに準ずるものとし、努めて走査型火災検出器及び放水銃に面する壁を開放すること。
 - イ. 内装は下地、仕上げとも難燃材料以上とすること。
 - ウ. 避難障害とならないように出入口を2ヶ所以上設けること。なお、出入口が容易に見通せない場合は、避難口誘導灯又は誘導標識を設けること。
 - エ. その他の基準は、前(2)壁のない屋根及び天井を設ける工作物イ～オに準ずること。
- (4) 2階建て以上の床構造の工作物
 - 原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は当社と協議し、設置を認める場合があるため、別途相談のうえ、次の基準を遵守すること。
 - ア. 2階に直通する幅員90cm以上の階段を2ヶ所以上設けること。
 - イ. 2階及び階段には、転落防止のために高さ1.2m以上の手摺等の防護柵を設けること。
 - ウ. 2階の階段付近に、避難口誘導灯又は誘導標識を設置すること。
 - エ. その他の基準は、前(3)壁がある屋根及び天井を設ける工作物ア～エに準ずるものとし、屋根及び天井を床と読み替えること。
- (5) 高床を設ける工作物
 - ア. 床面の高さが30cm以上の高床は、舞台又は展示物を観覧するためのものに限ること。
 - イ. 柱及び梁並びに床材は鉄骨構造等の不燃材料とし、十分な強度を有するものであること。
 - ウ. 転落防止等の措置を講じること。
 - エ. 床下部分は、点検以外に人が入れない構造とすること。
 - オ. 床下に分電盤、配線の接続等を設けないこと。
 - カ. 床下に火気使用設備器具等の設置及び危険物の貯蔵取扱いをしないこと。

(6) バナー、バルーン等(図12参照)

東7・8ホール、リンクスペース及び南1・2ホールのパナー、バルーン及び吊りトラスの設置については、設置場所、高さ等に制限があるため、当社と別途協議し、決定すること。

ア. バナー

- ① 防災物品とすること。
- ② バナー最下部が床面から11m以上の高さとする。
- ③ 走査型火災検出器から15m以上の距離を確保すること（南3・4ホールは除く）。

イ. バルーン

- ① バルーンの水平投影面積が9㎡以下の場合は、高さの制限はない。ただし、パネル等との距離は1m以上確保すること。
- ② バルーンの水平投影面積が9㎡を超え50㎡以下の場合は、バルーンの最下部が床面から11m以上の高さとする。
- ③ バルーンの水平投影面積が50㎡を超える場合は、当社と別途協議し、決定すること。

ウ. 走査型火災検出器の警戒範囲外にバナー、バルーン等を設置する場合は、常時監視できる体制を確保すること。

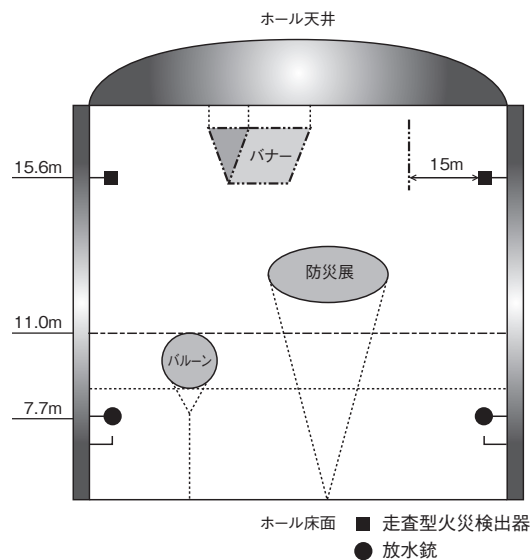


図12. バナー、バルーン等の設置(東1～6ホール)

(7) 緩和基準

ア. 工作物が次のような場合は、散水障害及び感知障害とはならない(図13参照)。

- ① 床面からの高さが3m以上7m以下(東8ホールでは3m以上5m以下、リンクスペースでは3m以上5.5m以下)で、かつ、面積が50㎡以下の壁がない屋根及び天井を設ける工作物(単純な形状)
- ② 壁等の高さが3m以下で、各辺が3mを超える屋根及び天井のない工作物(天井なしの開口状態)

イ. 前アの基準を超える場合は、パッケージ型消火設備、自動火災報知設備の感知器が必要となる場合があるので、当社と協議すること(図14参照)。

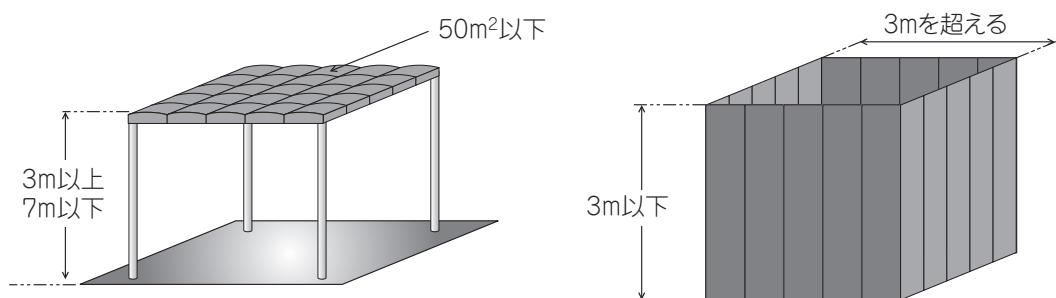


図13. 散水・感知障害とならない場合(東1～7ホール及び南1～4ホール)



パッケージ型消火設備



無線式煙感知器

図14. 増設用消防設備

(8) その他

ウレタン、アセテート、ポリエステル、発泡ポリスチレン、アクリル、ナイロン等の燃えやすい石油化学製品は、工作物として使用しないように努めること。

2. 西1～4ホール

(1) パーテーション、展示用パネル等

ア. スプリンクラー設備の散水障害とならない高さとし、原則として3m以下とすること。

詳しくは、当社と別途協議し、決定すること。

イ. 防災物品、難燃以上の性能を有する建築材料等を使用すること。

ウ. 閉鎖的な小間内となる場合は避難口(間口)を設け、二方向の避難が可能なレイアウトとすること。

(2) 壁のない屋根及び天井を設ける工作物

当社に相談のうえ、次の基準を遵守すること。

ア. 屋根及び天井は、幅若しくは奥行きを1.2m以下、又は開放率70%以上の材料を使用すること。

イ. 前アの基準を超えることにより、スプリンクラー設備の散水障害となる場合は、次のいずれかの措置をとること。

① 既設の屋内消火栓で有効に警戒（歩行距離）できる範囲とすること。

② ①の場所以外に設置する場合は、パッケージ型消火設備を別途設置すること。

ウ. 自動火災報知設備の感知器の感知障害となる場合は、無線式煙・熱感知器を設置すること。

エ. その他の基準は、前1.東1～8ホール、リンクスペース及び南1～4ホール、(2)壁のない屋根及び天井を設ける工作物工及びオに準ずること。

(3) 壁がある屋根及び天井を設ける工作物

原則として認めない。ただし、展示内容に遮光、防塵等の措置が必要なものであれば設置を認める場合があるため、当社に相談のうえ、次の基準を遵守すること。

ア. 屋根及び天井は、幅若しくは奥行きを1.2m以下とし、長辺側の壁1面を開放するか、又は開放率70%以上の材料を使用すること（図15参照）。

イ. 内装は下地、仕上げとも難燃材料以上とすること。

ウ. 避難障害とならないように出入口を2ヶ所以上設けること。なお、出入口が容易に見通せない場合は、避難口誘導灯又は誘導標識を設けること。

エ. その他の基準は、前(2)壁のない屋根及び天井を設ける工作物イ～エに準ずること。

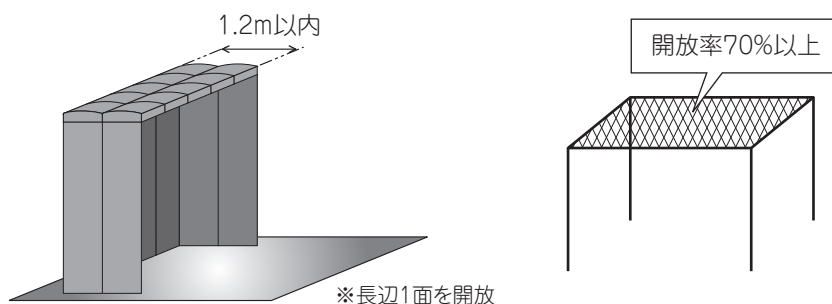


図15. 消防用設備等の散水障害とならない場合 (西1～4ホール及びアトリウム)

(4) 2階建て以上の床構造の工作物

原則として認めない。ただし、やむを得ない場合は当社と協議し、設置を認める場合があるため、別途相談のうえ、次の基準を遵守すること。

ア. 前1.東1～8ホール、リンクスペース及び南1～4ホール、(4)2階建て以上の床構造の工作物ア～ウに準ずること。

イ. その他基準は、前(3)壁がある屋根及び天井を設ける工作物ア～エに準ずるものとし、屋根及び天井を床と読み替えること。

(5) 高床を設ける工作物

前1.東1～8ホール、リンクスペース及び南1～4ホール、(5)高床を設ける工作物に準ずること。

(6) バナー、バルーン等(図16参照)

ア. バナー

- ① 防災物品とすること。
- ② バナーの最上部が天井の梁の下端から下方100cm以上、及びスプリンクラー設備の散水ヘッドから下方45cm以上離すこと。

イ. バルーン

- ① バルーンの水平投影面積が50m²を超える場合は、当社と別途協議し、決定すること。
- ② バルーンの最上部が天井の梁の下端から下方100cm以上、及びスプリンクラー設備の散水ヘッドから下方45cm以上離すこと。

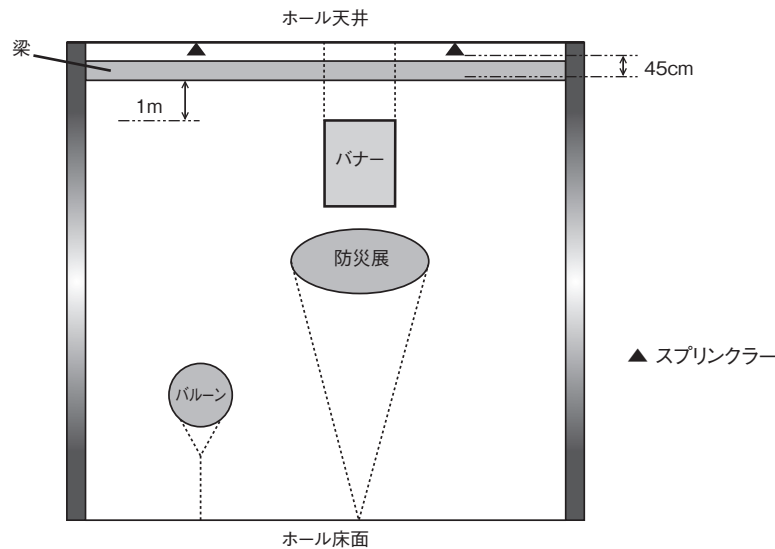


図16. バナー、バルーン等の設置(西1~4ホール)

(7) その他

ウレタン、アセテート、ポリエステル、発泡ポリスチレン、アクリル、ナイロン等の燃えやすい石油化学製品は、工作物として使用しないように努めること。

3. アトリウム

(1) パーテーション、展示パネル等

ア. スプリンクラー設備の散水障害及び自動火災報知設備の感知障害にならない高さとし、原則として3m以下とすること。詳しくは、当社と別途協議し、決定すること。

イ. その他の基準は、前2.西1~4ホール、(1)パーテーション、展示用パネル等イ及びウの基準に準ずること。

(2) 壁のない屋根及び天井を設ける工作物

当社に相談のうえ、前2.西1~4ホール、(2)壁のない屋根及び天井を設ける工作物ア~エに準ずること。

(3) 壁がある屋根及び天井を設ける工作物

原則として認めない。ただし、展示内容に遮光、防塵等の措置が必要なものであれば設置を認める場合があるため、当社に相談のうえ、前2.西1~4ホール、(3)壁がある屋根及び天井を設ける工作物ア~エに準ずること。

(4) 2階建て以上の床構造の工作物

設置できない。

(5) 高床を設ける工作物

前1.東1～8ホール、リンクスペース及び南1～4ホール、(5)高床を設ける工作物に準ずること。

(6) バナー、バルーン等(図17参照)

ア. バナー

① 防災物品とすること。

② バナーの最上部が天井の梁の下端から下方100cm以上、及びスプリンクラー設備の散水ヘッドから下方45cm以上離すこと。

③ 自動火災報知設備の分離型感知器(高さ22m)の感知障害とならない位置とすること。

イ. バルーン

① バルーンの水平投影面積が50m²を超える場合は、当社と別途協議し、決定すること。

② バルーンの最上部が天井の梁の下端から下方100cm以上、及びスプリンクラー設備の散水ヘッドから下方45cm以上離すこと。

③ 自動火災報知設備の分離型感知器(高さ22m)の感知障害とならない位置とすること。

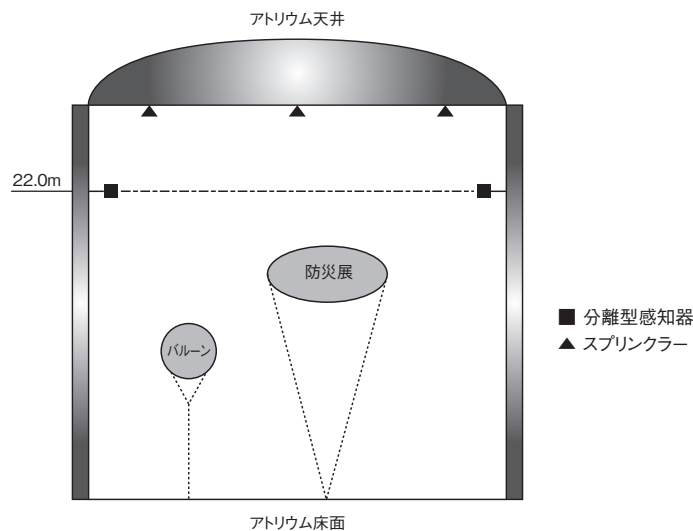


図17. バナー、バルーン等の設置(アトリウム)

(7) その他

ウレタン、アセテート、ポリエステル、発泡ポリスチレン、アクリル、ナイロン等の燃えやすい石油化学製品は、工作物として使用しないように努めること。

4. 屋外工作物

屋外工作物については、事前に計画図を当社に提出し、協議の上施工するものとします。詳しくは当社まで相談して下さい。

(1) 展示物等を設置するときは、消防車両の進入路及び活動空間を確保すること。

(2) 消防水利、消防隊進入スペース及び避難口周辺に、展示物等の設置、車両の駐停車及び物品等の存置をしないこと。

(3) 屋内展示場からの避難障害とならないように、避難口から5m以内には展示物等を設けないこと。

第8章 火を使用する設備・器具について

展示、実演等に伴う必要最小限の火を使用する設備及び器具（以下「火気使用設備器具等」という。）以外は、原則として使用できません。火気使用設備器具等を使用する場合は、次の規制があります。

また、消費熱量等によっては、消防署へ届出が必要となります（第11章1.届出・承認申請、表3参照）。

1. 火気使用設備器具等

（1）火気使用設備とは

使用上容易に移動できないもので、次のものをいう。

ア. 炉

金属、ガラス等を加熱又は溶解したり、食品を加工製造する設備

[例]①工業炉…溶解炉、加熱炉、熱処理炉、焼成炉等

②食品加工炉…ピザ窯、パン焼炉等

③その他…焼却炉、バイオ式生ごみ処理機等

イ. 厨房設備

調理を目的として使用する設備及び当該設備に付属する排気ダクト等の設備

[例]①煮炊き用…こんろ、レンジ、麺ゆで器等

②焼き物用…オープン、グリル、サランマントー等

③揚げ物用…フライヤー等

④炊飯用…炊飯器等

⑤保温用…温蔵庫等

⑥その他…食器洗浄機、蒸し器、消毒器等

ウ. ボイラー

水又は熱媒を圧力を有する状態で加熱し、温水又は蒸気を他へ供給する設備

[例]蒸気ボイラー、温水ボイラー、貫流ボイラー

エ. ストープ

暖房用設備のうち炎又は赤熱する発熱体の輻射熱で室内を暖める設備

オ. 温風暖房機

暖房機器のうち燃焼室又は発熱体が組込まれた送風機により温風を吹き出す設備

カ. ヒートポンプ冷暖房機

内燃機関を有するヒートポンプサイクルによって冷暖房を行う設備

キ. 乾燥設備

熱により物品の水分を除去し、乾燥させる設備

[例]衣類乾燥機、生ごみ処理機等

ク. サウナ設備

電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置により、高温低湿の空気を作る設備

[例]対流型（電気・蒸気）サウナ設備、放射型（ガス・電気）サウナ設備

※サウナ設備の実演は、火災予防条例の基準を満たすことができないため、原則、実演を伴わない展示のみとなる。

ケ. 簡易湯沸設備・給湯湯沸設備

貯湯部が大気開放されているもの又は真空のもので、大気圧以上の圧力がかからない設備で、消費熱量が12kW以下のものを簡易湯沸設備と、12kWを超えるものを給湯湯沸設備という。

[例]瞬間湯沸器、電気温水機、真空ボイラー等

コ. ふろがま

浴槽内の水を沸かすことを専用とする設備で、家庭で使用する小型のふろがまを対象としたもの。
ただし、公衆浴場の営業用のふろがまを除く。

サ. 火花を生ずる設備

設備を操作する際に、静電気の放電による火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備

[例]グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、製綿機等

シ. 放電加工機

危険物に該当する加工液中において、放電火花により加工対象物を加工する機械

[例]形彫り放電加工機、NC形彫り放電加工機、ワイヤ放電加工機等

※放電加工機の実演は、原則、危険物保安技術協会による放電加工機型式試験確認が行われたものに限る。なお、型式試験確認が行われていないものは、別途当社と相談すること。

(2) 火気使用器具とは

使用上容易に移動できるもので、次のものをいう。

ア. 液体燃料（重油、石油等）を使用する器具

[例]移動式石油ストーブ等

イ. 固体燃料（炭、練炭等）を使用する器具

[例]火鉢、七輪等

ウ. 気体燃料（都市ガス、プロパンガス等）を使用する器具

[例]卓上型ガスこんろ、移動式ガスストーブ等

エ. 電気を熱源とする器具

[例]①調理用器具…電子レンジ、炊飯器、ホットプレート、電気こんろ等

②暖房用器具…電気ストーブ等

2. 消費熱量

消費熱量とは、機器の最大燃焼時の燃料消費量を熱量に換算したもので、入力、燃焼熱量等で表示されます。

また、第11章1. 届出・承認申請による消費熱量（入力）の算定は、厨房設備を除き火気使用設備1台当たりの数値となります。なお、調理の目的のみで使用する湯沸設備等は、厨房設備として合算して下さい。

3. ガス設備の使用

ガスを使用する場合は、事前に当社と協議し、別冊「ガス設備使用の手引き」に従い、工事及び管理をして下さい。なお、同一ホール内におけるLPG及び都市ガスの併用は原則としてできません。

4. 設置位置

- (1) 階段及び避難口を避ける位置に設けること（図18参照）。
- (2) 低天井部に設置されたスプリンクラー設備のヘッドが誤って作動しないように、高温となるような火気使用設備器具等の設置、排熱等に留意すること（作動温度約70℃）。
- (3) 低天井部、小間内等に設置された自動火災報知設備の感知器が誤って作動しないように、高熱、煙、水蒸気等を発生させる火気使用設備器具等の設置に留意すること。

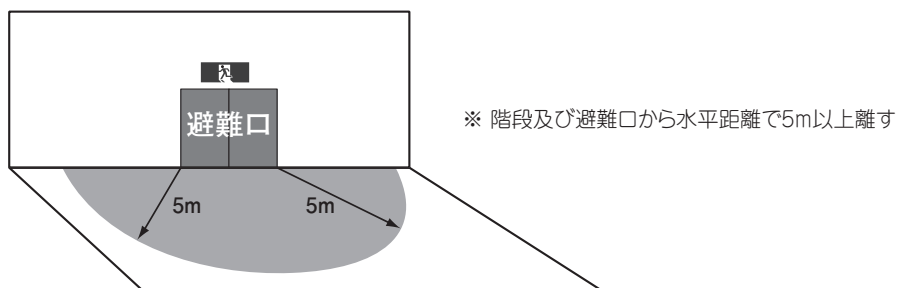


図18. 避難口からの距離

- (4) 火災予防条例別表第3～5で示された離隔距離内に可燃物を置かないこと（図19参照）。ただし、第三者検査機関により防火性能評定又は防火性能認証によって離隔距離が確認されたものについては、その離隔距離とすることができる。
- また、可燃物からの離隔距離が取れない場合は、「特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」で区画するとともに、間仕切り壁等と密着させないこと。
- (例)厚さ12mm以上のせっこうボード2枚貼りで区画

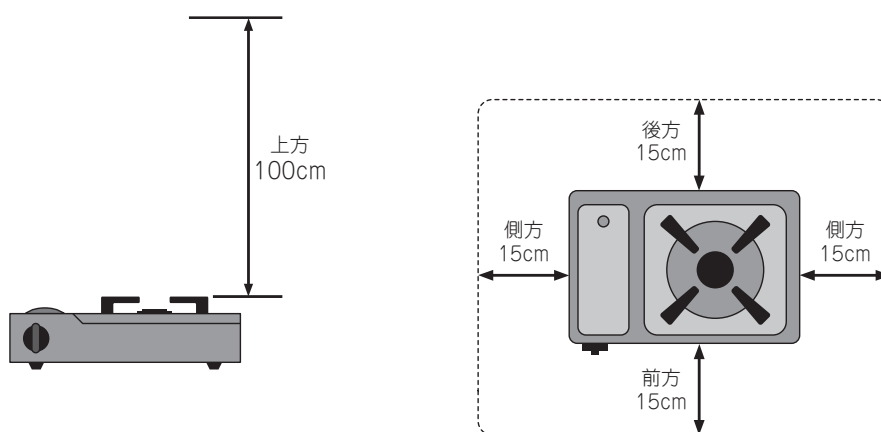


図19. 火気使用器具からの離隔距離の例（卓上型ガスこんろの場合）

5. 安全対策

火気使用設備器具等の設置及び取扱いは、火災予防条例に基づき、おおむね次のとおりとして下さい。

- (1) 可燃物が落下又は接触するおそれのない位置に設置すること。
- (2) 可燃性ガスが発生又は滞留するおそれのない位置に設置すること。
- (3) 火気使用設備は、金属以外の特定不燃材料で造った床上又は台上に設置すること。ただし、金属で造った場合でも底面に通気を図る等、直接熱が伝わらない措置を講じた場合は除く。
- (4) 地震動その他の振動又は衝撃により、容易に転倒、亀裂又は破損しない構造とすること。
- (5) 火気使用設備は、表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (6) 液体又は気体燃料を使用する火気使用設備の燃料配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続又は溶接とし、床面に固定すること。
- (7) 液体又は気体燃料を使用する火気使用設備は、炎が立ち消えた場合に備え、点火安全装置又は立ち消え安全装置を設けること。
- (8) 液体又は気体燃料を使用する火気使用設備で、未燃ガスが滞留するおそれのあるものは、自動的に排出できる装置を設けること。
- (9) 液体又は気体燃料を使用する火気使用設備で、温度が過度に上昇するものは、過熱防止装置を設けること。
- (10) 液体又は気体燃料を使用する火気使用設備で、電気により燃焼制御又は燃料予熱を行うものは、停電安全装置を設けること。
- (11) 液体燃料を使用する火気使用設備は、耐震安全装置を設けること。
- (12) 固体燃料を使用する火気使用設備は、ふたのある不燃性の取灰入れを不燃材料の床等に設けること。
- (13) 揚げ物調理をする厨房設備については、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置を設けること。
- (14) 気体燃料を使用する火気使用設備は、ガス漏れ警報器を設けること。
- (15) 火気使用設備器具等（禁止行為の裸火使用に該当しない電気を熱源とする火気使用器具は除く。）を設置した小間ごとに、能力単位2以上の消火器を設置すること。
- (16) 火気使用設備器具等の操作をすることのできる係員を常時配置すること。
- (17) 火気使用設備器具等は、特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確保されているものを使用すること。
- (18) 火気使用設備の排気筒は原則屋外に出すこと。
- (19) 火花を飛散させる火気使用設備器具等は、不燃材料等で火花の飛散防止措置を講じること。
- (20) 液体燃料を使用する火気使用設備器具等は、展示会の開催時間中に給油しないこと。
- (21) 気体燃料を使用する火気使用設備は、地震動等でガス供給を停止する装置を設置すること。

6. 使用上の注意

- (1) 本来の目的以外で使用しないこと。
- (2) 周囲は常に整理及び清掃に努めるとともに、可燃物を放置しないこと。
- (3) 使用中に燃料補給、持ち運び又は移動をしないこと。
- (4) 使用前の事前点検を確実にすること。

7. ホール内でのLPGボンベの設置

展示ホール内に持ち込めるボンベは、高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガス(カートリッジボンベ等)、又は高圧ガス保安法の適用を受ける内容量2kg以下のもので、幅員5m以上の防火帯で分割された区域内ごとに総容量5Kg以下として下さい。

また、高圧ガス保安法の適用を受ける液化ガスの容器を設置の際は、次の基準を満たして下さい。

- (1) 使用するホースは、外圧により潰れない構造であること。
- (2) 容器の転倒防止措置が図られていること。
- (3) 容器の連結使用がないこと。

8. 屋外でのLPGボンベの設置

屋外でのボンベ設置の際は、次の基準を満たして下さい。

- (1) 使用中は、漏れ又は地震動による転倒及び落下しない措置を講じること。
- (2) ホールの開口部と十分な距離を確保すること。
- (3) 直射日光を避ける措置を講じること。
- (4) 開催中は、管理及び保守する点検者を配置すること。
- (5) 地震動等に対する自動遮断弁装置を設置すること。
- (6) 1ヶ所につき300kg未満とすること。
- (7) 消火器を設置すること。
- (8) ボンベ置場の周囲2m以内は、火気厳禁及び喫煙禁止のため、喫煙者が侵入しない措置を講じること。

9. 消費熱量の合算

一定距離以内にある火気使用設備(炉及び厨房設備、ボイラー、ストーブ、温風暖房機、ヒートポンプ冷暖房機、乾燥設備、サウナ設備、給湯湯沸設備、ふろがま)は、消費熱量を合算し、それぞれの総消費熱量を350kW未満として下さい(図20参照)。なお、消費熱量の合算を行うのは、上記火気使用設備のうち、実演を行うことができる状態にあるものに限ります。

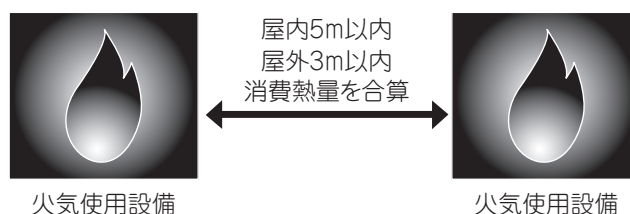


図20. 消費熱量の合算方法

第9章 禁止行為と解除承認要件について

火災が発生した場合に、多数の人命に危険が及ぶと思われる場所（以下「指定場所」という。）では、「喫煙」、「裸火使用」及び「危険物品持込み」の行為を禁止行為として禁止し、指定場所にはこれらの行為を禁止する旨の標識が設置されています（図21参照）。ただし、これらの行為について事前に消防署に申請し、消防署長が火災予防上支障がないと承認した場合に限り、これらの行為を必要最小限の範囲で行うことが可能になります。解除承認を受けるには一定の条件（以下「解除承認要件」という。）を満たす必要があります。

※ 展示場から他の用途に一時的に変更される場合は、その用途に応じた解除承認要件となります。

<火災予防条例施行規則 別表第1の2>

禁煙の標識



裸火使用禁止の標識



危険物品持込禁止の標識



図21. 各種禁止標識

1. 承認を受けられる指定場所

東1～8ホール、リンクスペース、西1～4ホール、アトリウム及び南1～4ホール

※リンクスペースについては、当社へ相談して下さい。

2. 申請について

禁止行為の解除承認申請は、「裸火使用」及び「危険物品持込み」の行為内容を明確にし、催物ごとに一括して行って下さい。

3. 解除承認証の掲出

禁止行為の解除承認申請に伴う消防署の書類審査及び現地調査の結果、承認を受けたブースは、会期中に解除承認証をブース内の見やすい位置に掲出して下さい（図22参照）。

解除承認証



図22. 交付される解除承認証

4. 「喫煙」について

(1) 展示場内の喫煙禁止

展示場内は、火災予防条例等の定めにより全て禁煙です。

展示場内における禁止行為のうち「喫煙」については、解除承認を受けることができません。

また、当施設は、多数の人が利用する施設であり、利用者の受動喫煙を防止するため、健康増進法の定めにより所定の喫煙所以外は全て禁煙となっています。

(2) 展示場外（敷地内）の喫煙禁止

展示場の敷地内も全て禁煙です。ただし、次に掲げる事項を遵守する場合に限り、当社に申請し、トラックヤード等に臨時喫煙場所を設置することができます。

ア. 臨時喫煙場所の周囲1.8m以内に可燃物を設置しないこと。ただし、当該場所を不燃材料又は準不燃材料の間仕切り、つい立等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りではない。

イ. 臨時喫煙場所である旨の標識を設置するとともに、利用者に周知すること。

ウ. 灰皿、吸い殻容器、吸い殻用バケツ等を設置すること。

エ. 臨時喫煙場所の周囲を区画する場合は、不燃材料又は準不燃材料を用いること。

オ. 受動喫煙の防止に努めること。

(3) 喫煙の管理

主催者は、前(1)及び(2)の事項を遵守するとともに、とくに次に掲げる事項を徹底して下さい。

ア. 展示品の搬入及び搬出並びに小間設営作業中の喫煙は厳禁とし、必ず所定の喫煙所で喫煙を行わせること。

イ. 展示場内及び敷地内の禁煙について、出展者、業務従事者等の全ての関係者へ十分に説明するとともに、喫煙所の案内を設け、館内放送を活用して禁煙の徹底及び喫煙所の周知を行うこと。

ウ. 常設及び臨時の喫煙所以外での喫煙並びに吸い殻ポイ捨てを防止するため、施設内を定期的に巡回すること。

5. 「裸火使用」について

(1) 裸火使用とは

ア. 第8章1. 火気使用設備器具等に定めるものを使用する行為で、次のいずれかに該当するもの

- ① 気体、液体又は固体燃料を熱源とするもの
- ② 電気を熱源とするもので、外部に露出した発熱部の表面温度がおおむね400℃以上のもの。ただし、発熱部が焼室、風道又は庫内に面しているホットプレート、ヘアードライヤー、オーブン等を除く。

イ. 炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用する行為

(2) 裸火使用の解除承認要件

関係法令に適合し、かつ、次の要件を満たして下さい。

ア. 使用単位

- ① 気体燃料を使用する火気使用設備器具等の消費熱量は、1個につき58kW以下とし、各ホールの総消費熱量は525kW以下とすること。ただし、これを超える場合は使用時間規制を設けて管理し、同時に使用する火気使用設備器具等の総消費熱量を525kW以下とすること。
- ② 実演に必要な最小限の範囲とすること。なお、装飾としてのキャンドル、アルコールランプ等の使用は認められない。

イ. 使用位置

- ① 第8章4. 設置位置に準ずること。
- ② 周囲の可燃物から火災予防上安全な距離を確保すること。
[例] ハンディトーチ、ろうそく、ライター等、火災を有するものであって、火災の長さ及び幅が20cm以内の場合、可燃物との離隔距離は60cm以上
例により難しい場合は、必ず事前に当社に相談すること。
- ③ 出入口及び階段から水平距離で5m以上の距離を確保すること。
- ④ 危険物品その他易燃性の可燃物から水平距離で5m以上の距離を確保すること。ただし、不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。
- ⑤ 周囲の可燃物が転倒及び落下するおそれがない場所とすること。

ウ. 安全措置

- ① 第8章5. 安全対策に準ずること。
- ② 防火防災担当責任者等による監視、消火、使用後の点検等の体制を講じること。
- ③ 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置を講じること。
[例] 1動作により燃料の放出を停止、電源の切断等
- ④ 裸火を使用する小間ごとに、適応する能力単位2以上の消火器を設置すること。
- ⑤ 気体燃料を使用する火気使用設備器具等は、ガス過流出防止装置（ヒューズコック）付きのものか、又はガス漏れ警報器を設置すること。ただし、カートリッジ式の火気使用設備器具等は除く。
- ⑥ 液体又は固体燃料を使用する火気使用設備器具等は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限の範囲内とすること。
- ⑦ 火薬を使用する場合は、演壇で音又は煙を出すための煙火であること。
また、模擬拳銃等の形態を除いて固定して消費し、火薬類取締りに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- ⑧ 微小な火源を有するもの（香、線香等）は、展示、実演等のために必要最小限の範囲内とすること。

- ⑨ 瞬間的に燃焼するもの（フラッシュペーパー等）は、展示、実演等のために必要最小限の範囲内とすること。
- ⑩ 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの（グラインダー、アーク溶接等）は、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内に、可燃物を置かないこと。
また、その範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を、防火性能を有する材料（建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料、建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料又は消防法第8条の3に規定する防災物品）で覆うこと。
- ⑪ チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器（スパークラー）は、特定の安全措置が定められているため、事前に当社に相談すること。

6. 「危険物品の持込み」について

（1）危険物品とは

次の製品例は一例となります。危険物品に該当するかは、製品安全データシート等で確認して下さい。

ア. 危険物

消防法別表第1に掲げるもの（ガソリン、灯油、軽油、ヤシ油、アマニ油等）

〔製品例〕 リチウムイオン蓄電池、塗料、化粧品、消毒用アルコール、スモークマシンの発煙剤、アロマオイル、ネイル製品等

イ. 指定可燃物

火災予防条例別表第7に掲げる可燃性液体類及び可燃性固体類

〔製品例〕 キャンドル等

ウ. 火薬類

火薬類取締法第2条第1項及び第2項に掲げるもの（火薬、爆薬、火工品及びがん具煙火）

〔製品例〕 花火、特殊効果用の煙火等

エ. 可燃性ガス

一般高圧ガス保安規則第2条第1項第1号に掲げるもの（プロパン、アセチレン、水素、アンモニア等）

〔製品例〕 LPGボンベ、カセットガスボンベ、スプレー缶、水素吸蔵合金、水素ボンベ、ライター等

（2）危険物品持込みから除外される行為

次の①から⑨に掲げる場合は、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば禁止行為の規制対象とはなりません。ただし、「危険物品持込み」から除外される場合でも、数量を合算し、所定の数量（少量危険物及び指定可燃物の数量等）以上となる場合は、法、条例等の基準が適用されます。

- ① 危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されているものに限る。）
- ② 車両等の展示行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）
〔例〕 ガソリン車、電気自動車、水素自動車等
- ③ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為
- ④ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
- ⑤ 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為
〔例〕 食材を炒めるための敷き油等

- ⑥ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
- ⑦ 日常の手指消毒用に第4類アルコール類の危険物（最大容積が500ml以下の容器に収容するものに限る。）を使用する行為
- ⑧ クリスマスクラッカー、平玉、巻玉等を消費するために持ち込む行為
- ⑨ リチウムイオン蓄電池又はリチウムイオン蓄電池を搭載した機器を使用する行為で、次の全ての要件を満たすもの
 - a 車両用のリチウムイオン蓄電池（アクセサリ用蓄電池を除く）ではないこと
 - b 出展者が目視できる範囲で使用する
 - c 取扱説明書に示す使用方法で使用する

リチウムイオン蓄電池を搭載した製品の申請判断例

製品名	出展状況	禁止行為の解除承認申請
電気自動車・燃料電池自動車・電動バイク	展示	不要
	稼働・通電	必要
電動自転車・電動キックボード	展示・稼働・通電	不要
電動車いす・シニアカー	展示・稼働・通電	不要
配送ロボット・警備ロボット	展示・稼働・通電	不要
取扱説明書で使用方法が確認できないリチウムイオン蓄電池を搭載した機器	展示	不要
	稼働・通電	必要
リチウムイオン蓄電池を搭載した機器が試作品又は研究中で、取扱説明書による使用方法が定められていないもの	展示	不要
	稼働・通電	必要

(3) 危険物品持込みの解除承認要件

関係法令に適合し、かつ、次の要件を満たして下さい。

ア. 持込み数量

幅員5m以上の防火帯で分割された区域内ごとに次の数量基準を遵守すること。

- ① 危険物については、第10章、表1に定める指定数量未満とすること。
- ② 指定可燃物（可燃性液体類及び可燃性固体類）については、第10章、表2に定める数量未満とすること。
- ③ 可燃性ガスについては、高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガス（カートリッジボンベ等）、又は高圧ガス保安法の適用を受ける内容量2Kg以下のもので、総容量5kg以下とすること。
- ④ がん具煙火（SFマーク表示が付されているものに限る）については、25kg未満とすること。
- ⑤ アトリウムについては、前①～④を準ずること。

イ. 持込み位置

- ① 出入口及び階段から、危険物については水平距離で6m以上、その他の危険物品については水平距離で3m以上の距離を確保すること。
- ② 裸火使用場所から水平距離で5m以上の距離を確保すること。ただし、不燃材料で造ったついで等で防火上有効な遮断をする等の措置を講じた場合は除く。

ウ. 安全措置

- ① 防火防災担当責任者等による監視、消火、取扱い後の点検等の体制を講じること。
- ② 危険物品を持ち込む小間ごとに、適応する能力単位2以上の消火器を設置すること。
- ③ 液体危険物を取り扱う場合は、油流出処理材を各ホールごとに準備すること。
- ④ 液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じること。
- ⑤ 開催時間中は、液体危険物の補給を行わないこと。
- ⑥ 展示用車両等のタンク内の燃料は、必要最小限とすること。
- ⑦ がん具用煙火は他の物品と混在させず、火薬量5kgを超える場合は、蓋のある不燃材の容器で取り扱うこと。
- ⑧ 危険物品の可燃性ガスが滞留しない措置を講じること。
- ⑨ 保管は密栓をし、他の物品と隔離すること。
- ⑩ 取扱いは、危険物品及び危険物品を使用する設備器具に関する知識及び技術を有する専従員が行うこと。

第10章 危険物及び指定可燃物の貯蔵取扱について

一定の危険性状を有するものとして、消防法別表第1及び危険物の規制に関する政令別表第3で指定されたもの（以下「危険物」という。）【表1参照】や、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は、消火の活動が著しく困難となるものとして火災予防条例別表第7で指定されたもの（以下「指定可燃物」という。）【表2参照】の貯蔵取扱いの基準は、次によります。

種別	品 名	性 質	指定数量	種別	品 名	性 質	指定数量
第1類		第1種酸化性固体	50kg	第3類		第2種自然発火性物質 及び禁水性物質	50kg
		第2種酸化性固体	300kg			第3種自然発火性物質 及び禁水性物質	300kg
		第3種酸化性固体	1,000kg				
第2類	硫化りん		100kg	第4類	特殊引火物		50ℓ
	赤りん		100kg		第一石油類	非水溶性液体	200ℓ
	硫黄		100kg			水溶性液体	400ℓ
		第1種可燃性固体	100kg		アルコール類		400ℓ
	鉄粉		500kg		第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		第2種可燃性固体	500kg			水溶性液体	2,000ℓ
	引火性固体		1,000kg		第三石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
第3類	カリウム		10kg			水溶性液体	4,000ℓ
	ナトリウム		10kg		第四石油類		6,000ℓ
	アルキル アルミニウム		10kg		動植物油類		10,000ℓ
	アルキルリチウム		10kg	第5類		第1種自己反応性物質	10kg
		第1種自然発火性物質 及び禁水性物質	10kg			第2種自己反応性物質	100kg
	黄りん		20kg	第6類			300kg

表1. 危険物の規制に関する政令別表第3

品 名	数 量	品 名	数 量
綿花類	200kg	可燃性液体類	2m ³
木毛及びかんなくず	400kg	木材加工品及び木くず	10m ³
ぼろ及び紙くず	1,000kg	合成樹脂類（発泡させたもの）	20m ³
糸類	1,000kg	合成樹脂類（その他のもの）	3,000kg
わら類	1,000kg	紙類	10,000kg
再生資源燃料	1,000kg	穀物類	20,000kg
可燃性固体類	3,000kg	布類	10,000kg
石炭・木炭類	10,000kg		

表2. 火災予防条例別表第7

1. 指定数量以上の危険物（危険物貯蔵取扱所）について

原則として認めません。

2. 指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物（少量危険物貯蔵取扱所）について

火災予防条例で定める基準によるほか、次によります。

（1）指定数量未満の危険物の貯蔵取扱いについて

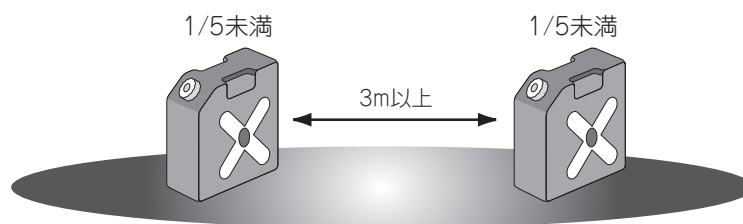
原則として、小間単位に危険物（設備内の危険物及び容器又はタンク内の危険物）の数量を算定すること。ただし、連続する小間又は近接する小間で危険物を貯蔵取扱う場合は、次により合算し、少量危険物又は少量危険物未満として規制すること（図23参照）。

ア. 危険物の数量の算定は、危険物を取扱う場所の周囲に幅3m以上の空地（通路を含む）が保有されている場合には、空地に囲まれた場所ごととなる。なお、少量危険物以上となる場合は、相互の空地を重複しないこと。

イ. 空地の幅は、危険物を貯蔵取扱う設備、容器又はタンク若しくは小間の外周からの距離とすること。

＜例1＞ 相互に少量危険物に該当しない場合は、3m以上の距離が確保できれば合算されない。

※1/5未満と少量危険物の場合も同じ



＜例2＞ 相互に少量危険物に該当する場合は、それぞれ3m以上の空地を保有しなければならないため、6m以上の空地が必要となる。

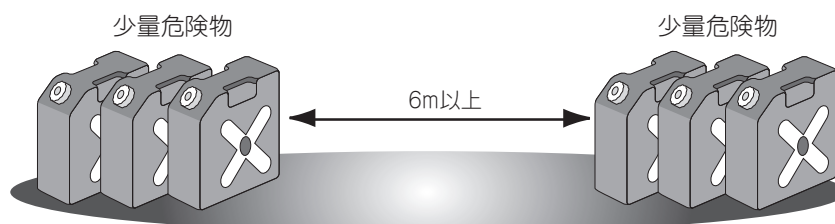
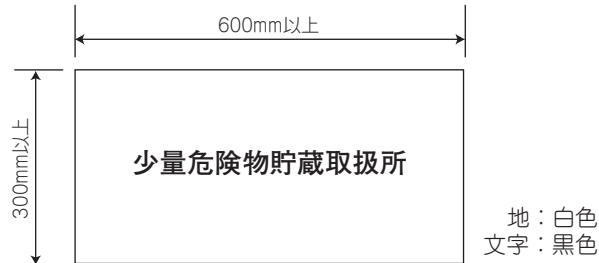


図23. 危険物の数量合算距離

(2) 少量危険物貯蔵取扱所には、見やすい位置に標識を掲示すること（図24参照）。

＜火災予防条例施行規則 別表第1＞

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識



＜火災予防条例施行規則 別表第2＞

少量危険物の類、品名及び最大数量を
掲示した掲示板

火気厳禁の掲示板

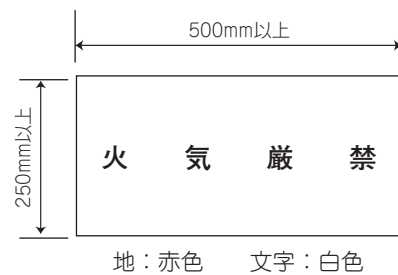
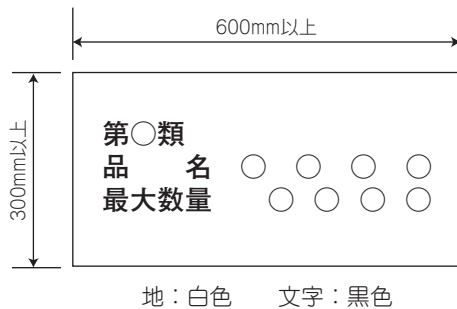


図24. 少量危険物貯蔵取扱所の標識

3. 指定可燃物の貯蔵取扱いについて

火災予防条例で定める基準によるほか、次によること。

- (1) 陳列、展示しているものであれば指定可燃物には該当しない。ただし、展示物が原材料や工作物と扱われ、指定可燃物に該当する場合があるので予め当社と協議すること。
また、合成樹脂類については定められた試験方法（JIS K 7201）に基づいて一定の性能を証明した場合、指定可燃物からは除外される。
- (2) 取扱い数量の算定方法は、前2.(1)指定数量未満の危険物の貯蔵取扱いについてを準用すること。

第11章 その他

1. 届出・承認申請について

消防署への届出、承認申請等については、事前に(株)東京ビッグサイト防火防災管理者へ報告するか、又はその確認を受けて下さい(表3参照)。なお、下記1～3、7の届出については、消防・警察署届出一覧を別途ご参照下さい。

また、東京消防庁ホームページ(<http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>)にも各種様式が掲載されています。

	届出書名称	区分	提出が必要となる条件	ビッグサイトへの提出期限
1	観覧場又は展示場における催物の開催届出書		展示ホールを使用してイベントを開催	開催7日前
2	禁止行為の解除承認申請書	裸火使用	①火気使用設備器具等を使用 ②炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用	開催14日前
		危険物品持込み	危険物品と定められたものを持ち込み、実演等で使用 ①貯蔵した水素(注1)を持ち込むもので、ガス総質量が5kgを超える又は容器の総容量がガス質量5kgを超える(水素自動車等) ②可燃性ガス(メタン等・注2)を実演等で発生させる	開催14日前 内容・件数により概ね開催2～1ヶ月前(注3)
3	自衛消防訓練通知書		展示ホールを使用してイベントを開催	イベント開催前
4	防火対象物一時使用届出書	劇場・観覧場(1項イ)	展示ホールを一時的に不特定の者が出入りする左記用途等として使用。 詳細については、当社へ相談すること	開催14日前
		遊技場(2項ロ)		
		飲食店(3項ロ)		
5	基準の特例適用等申請書		一時使用で代替措置を行う 例：劇場で席を結束バンド(インシュロック)等で固定	一時使用届出書と同時に届出
6	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出書	誘導灯の増設	避難口誘導灯・通路誘導灯を計6個以上増設	着工14日前
7	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	誘導灯の増設 煙・熱感知器、パッケージ型消火設備の移設	避難口誘導灯・通路誘導灯を増設 煙・熱感知器、パッケージ型消火設備を設置	設置後速やかに
8	火を使用する設備等の設置(変更)届出書	炉	①固体燃料を用いる ②据付け面積が1m ² 以上	着工14日前
		厨房設備	消費熱量(入力)の合計が120kW以上	
		温風暖房機、ヒートポンプ冷暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備	消費熱量(入力)が70kW以上	
		乾燥設備	次の全ての条件に該当するもの ①乾燥物収容室の容積が1m ³ 以上 ②乾燥物収容室の据付け面積が1m ² 以上 ③消費熱量(入力)が17kW以上	
		サウナ設備	—	
		火花を生ずる設備	火花を生じ、かつ、可燃性蒸気や微粉を放出する設備	
9	燃料電池発電設備設置(変更)届出書	燃料電池発電設備	①固体高分子型燃料電池(出力が10kW未満で安全装置が設置されているものは除く) ②リン酸型燃料電池 ③溶融炭酸塩型燃料電池 ④固体酸化物型燃料電池(出力が10kW未満で安全装置が設置されているものは除く) 上記のいずれかで火を使用するもの	着工14日前
10	放電加工機の設置(変更)届出書	放電加工機	加工液に危険物を使用している	着工14日前
11	電気設備設置(変更)届出書	高圧・特別高圧変電設備	変電設備で全出力が20kWを超えるもの	着工14日前
		急速充電設備	全出力50kWを超えるもの	
		内燃機関発電設備	—	
		蓄電池設備	20kW時を超えるもの	
		ネオン管灯設備	2kVA以上	
12	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書	少量危険物	指定数量の0.2倍以上1倍未満の危険物を持ち込む	設置14日前
		指定可燃物	条例で定められた数量以上の指定可燃物を持ち込む	
13	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所廃止届出書	少量危険物 指定可燃物	上記12で届出した施設をイベント終了に伴い撤去したとき(30日間以内の一時的なものは設置届と同時に提出)	撤出までの間
14	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	露店などの開設	屋外で火気使用設備器具等を使用する露店(ケータリングカーを含む)を開設	開催7日前

注1 … 水素関連製品について

(1) 禁止行為の危険物品持込みに非該当となるもの

対象：水素を発生させるもの(電気分解・水素発生剤)

対象製品：水素水サーバー、水素吸入器、美容系製品等

(2) 禁止行為の危険物品持込みに該当となるもの

対象：貯蔵した水素を持ち込むもの(ガスボンベ・水素吸蔵合金)

対象製品：カートリッジボンベ、燃料電池車、水素貯蔵タンク等

(3) 東京消防庁本庁協議となるもの

対象：貯蔵した水素を持ち込むもので、ガス総質量が5kgを超える又は容器の総容量がガス質量5kgを超える(水素自動車等)

注2 … アセチレン、メタン等の液化が困難な可燃性ガス

注3 … 一定量を超える水素の持込み等の届出は、東京消防庁本庁への協議が必要です。その場合、通常14日前に提出する裸火や危険物品を含んだ全ての禁止行為の解除承認申請書を、開催1ヶ月前に所轄消防署へ提出する必要がありますので、早めに当社へ相談して下さい。

表3. 届出書名称と提出条件

2. 消防署の各種検査等

(1) 立入検査

消防署の立入検査は必要に応じ、原則として催物の開催日前日又は開催日までに行われる。なお、火災予防のために必要があるときは、随時行われる。

(2) 使用検査

原則として、防火対象物一時使用届出書、消防用設備等設置届出書等に基づき、催物の開催前までに使用検査が行われる。

(3) 現地調査

禁止行為の解除承認申請書に基づき、催物の開催前までに現地調査が行われる。

3. 防災ガイドラインの改訂について

法令改正等により、予告せずに改訂することがあります。

4. 施行日 令和7年3月18日

(経過)

1. 平成 8 年 4 月 1 日 施行(防災要綱制定)
2. 平成 11 年 8 月 1 日 改訂(防災ガイドラインに名称変更)
3. 平成 14 年 3 月 1 日 改訂
4. 平成 15 年 4 月 1 日 改訂(社名変更)
5. 平成 16 年 11 月 1 日 改訂(内容の一部変更)
6. 平成 17 年 1 月 1 日 改訂(内容の一部変更)
7. 平成 23 年 4 月 1 日 改訂(内容の一部変更)
8. 平成 28 年 4 月 1 日 改訂(内容の一部変更)
9. 平成 30 年 8 月 6 日 改訂(内容の一部変更)
10. 令和 元年 6 月 20 日 改訂(内容の一部変更)
11. 令和 2 年 2 月 3 日 改訂(内容の一部変更)
12. 令和 5 年 12 月 25 日 改訂(内容の一部変更)
13. 令和 6 年 3 月 28 日 改訂(内容の一部変更)
14. 令和 7 年 3 月 18 日 改訂(内容の一部変更)

MEMO

MEMO

株式会社 東京ビッグサイト

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1
Tel: 03-5530-1111(代) Fax: 03-5530-1222
URL: <http://www.bigsight.jp/>

営業第一課 Tel: 03-5530-1326
営業第二課 Tel: 03-5530-1327
安全管理課 Tel: 03-5530-1329

2018.08.1500 D 一部改訂
2019.06.1000 D 一部改訂
2020.02. 500 D 一部改訂
2023.12. --- Z 一部改訂
2024.03. --- Z 一部改訂
2025.03. --- Z 一部改訂



TOKYO BIG SIGHT